

平成17年6月6日
法 務 省

第3回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について ～精神的・身体的被害の回復・防止への取組（基本法第14,15,19条関係）～

【基本法第14条関係（保険医療サービス及び福祉サービスの提供）】

○ 犯罪被害者等支援に精通した法律家等の養成（現行施策等）

捜査・公判の現場において日常的に犯罪被害者等と接する検察官及び検察事務官については、特定の専門家ではなく各々が犯罪被害者等支援に精通する必要があるとの認識に立ち、各種研修の機会に「犯罪被害者支援」等のテーマで被害者支援関係者や大学教授等による講義を実施。また、平成14年度から、検事の研修として、若手検事を犯罪被害者等早期援助団体に派遣。

また、矯正施設においては、加害者である被収容者に、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識させ、被害者に誠意をもって対応させることを目的に「被害者の視点を取り入れた教育」を行っており、昨年度は、犯罪被害者支援団体や犯罪被害者に関する専門研究に携わる外部の有識者の方々とともに研究会を開催し、同教育の在り方やその教育内容・方法等の充実方策について検討した。さらに効果的な処遇を実現するために、矯正施設職員についても、教育的処遇を担当する矯正職員に対し、矯正研修所において、犯罪被害者団体等の関係者を招へいして講義等を実施。

このほか、更生保護官署職員についても、犯罪被害者等と接する機会が多く、適切な対応が求められることから、各種研修の機会に、犯罪被害者等が置かれている現状や刑事政策における被害者支援の必要性等を題目に、大学教員や被害者支援に従事している実務家を講師として招き、講義等を実施。

今後とも、各職員に対する研修等の充実を図り、犯罪被害者等支援に精通した職員の養成に努める。

【基本法第15条関係（安全の確保）】

- 出所の際の住所、矯正の程度等犯罪被害者等が求める情報の開示
- 再被害防止のための省庁間の連絡制度の充実

1 現行施策

犯罪被害者等の再被害防止を図るため、平成13年10月から、犯罪被害者やその遺族等に対し、再被害を防止するため通知を行うのが相当であると認める場合に、加害者の仮出獄の時期や自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を提供する制度を実施している【資料1】。

また、犯罪被害者等の再被害防止のため、警察から要請があった場合には、行刑施設においては、自由刑の執行終了による釈放予定及び帰住予定地等について、地方更生保護委員会においては、仮出獄等による釈放予定及び指定帰住地等について、保護観察所においては、仮出獄中の特異動向等について、それぞれ通報を行うのが相当であると認めるときは、警察に対する通報を行っている。

このほか、受刑者が被害者等に対し加害行為を行うおそれがあることを示す情報その他特異な動向に関する情報を検察官が覚知した場合には、事件を送致した警察署又は警察本部の担当者に、行刑施設又は地方更生保護委員会において上記同様の情報を覚知した場合及び保護観察所において仮出獄中の者につき同様の情報を覚知した場合には、第一審裁判所の所在地を管轄する警察本部の本部被害者対策担当課長に、それぞれ連絡することとしている。

上記制度については、今後も関係者に対し周知徹底し、円滑な連携を図っていく。

2 現在検討中の施策ないし課題

更生保護官署及び保護司による犯罪被害者等支援

現在、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、裁判終了後の犯罪被害者やその遺族に対して支援を行う制度の導入について検討を進めているところ、この制度の一環として、犯罪被害者等に対し、加害者の釈放予定等を含む裁判終了後の加害者に関する情報を提供することについても検討を行っている。

- 刑事手続における被害者の氏名・住所の原則非公開
- その他再被害を防止し、安全を確保するための取組の充実

1 現行施策

(1) 被害者等が刑事手続に証人等として関与する場合における特別の措置

① 犯罪被害者等が証人となる場合も含め、証人等に対する加害行為等の防止を図るため、平成11年の法改正により、次の制度を導入。

- a. 検察官又は弁護人が、いわゆる証拠開示の際に、証人等への加害行為等がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、証人等の住居等が関係者に知られないようにすること等を求めることがで

きる制度（刑事訴訟法第299条の2）

- b. 裁判長が、証人等の尋問において、証人等に対する加害行為がなされるおそれがあり、その住居等が特定される事項が明らかにされたならば十分な供述をすることができないと認められる場合には、その事項の尋問を制限することができる制度（同法第295条第2項）

② 性犯罪の被害者等が、公開の法廷において被告人等の面前で証人尋問を受けることにより受ける精神的苦痛を軽減するため、平成12年の法改正により、次の制度を導入。

- a. 証言中、不安や緊張を緩和するのに適当な者を付き添わせることができる制度（付添い。同法第157条の2）

利用実績（平成13年～平成16年に合計244件）【資料2】

- b. 証人と被告人等との間に、相互に相手の状態を認識できないようにするための措置をとることができる制度（遮へい。同法第157条の3）

利用実績（平成13年～平成16年に合計3895件）【資料2】

- c. 法廷内の訴訟関係人が、別室にいる証人をモニターを通じて尋問することができる制度（ビデオリンク方式による証人尋問。同法第157条の4）

利用実績（平成13年～平成16年に合計542件）【資料2】

③ 性犯罪等の被害者の氏名等について、訴訟関係人の同意を得た上で、仮名を用いるなどして公開の法廷では明らかにしない運用が行われている。

(2) 保護観察官等による加害者への指導監督等

保護観察の実施に当たり、保護観察対象者が被害者に対して再度加害行為に及ぶことが懸念されるような事件については、保護観察官の直接的関与を強めるなど指導監督を強化している。

2 検討中の施策ないし課題

(1) 刑事手続において被害者等に係る個人情報の適切な取扱いを図るための施策（検討中）

性犯罪等の被害者の氏名等が公開の法廷で明らかにされることによる弊害にかんがみ、

- ① 一定の場合に、起訴状朗読等の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度
- ② 検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が知られないようにすることを求めることができる制度

の導入の可否につき検討している【資料3】。

(2) 現行制度の運用の改善

現行の各種制度については、これまで検察官等に対し、会同や研修等の機会

において、その適切な運用を行うよう周知しているところであるが、今後更に、現行制度について周知を徹底するとともに、被害者等に対する安全への配慮や負担の軽減等について意識を向上させるための方策について検討している。

3 要望に係る施策について

刑事手続における被害者の氏名・住所の原則非公開

上記2(1)のとおり、刑事手続において被害者等に係る個人情報の適切な取扱いを図るための施策につき検討中である。

【基本法第19条関係（保護，捜査，公判等の過程における配慮等）】

○ 関係職員への研修の充実（現行施策等）

上記基本法第14条関係の項に記載したほか、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象に、被害者支援員中央研修を開催し、犯罪被害者に関する諸問題等について、専門家などによる講義・講演及び討議を実施。平成13年度からは、検察幹部が、犯罪被害者の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーを実施し、平成14年度からは、検事に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に、検事を一定期間派遣する研修制度を導入。今年度は、被害者支援団体や法律扶助協会など5か所の団体・企業に、4ヶ月ないし6ヶ月の研修期間で、延べ5名の検事を派遣することとしている。今後も随時研修内容の妥当性等を検討しつつ、より効果的な研修を実施していく。

○ 関係職員の対応・施設の改善

既述の諸研修等の実施により全体的な職員の水準向上を図っているほか、日常業務においても、上司による個別の指導等を行うなど、犯罪被害者の方々への配慮に努めており、今後も継続して個別指導を徹底していく。

また、今後、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置する予定であり、それ以外の検察庁については、スペースの有無や設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討していく。

釈放予定等通知状況

1. 通知希望者・通知者数

	被害者等		弁護士		目撃者等		総 数	
	希望者	通知者	希望者	通知者	希望者	通知者	希望者	通知者
H14年	254	118	3	2	7	5	264	125
H15年	329	244	4	1	11	5	344	250
H16年	593	412	6	7	23	21	622	440

(人数)

被害者保護のための立法措置後の運用状況(最高裁調べ)

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	合計
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	38	68	51	87	244
遮へい	証人尋問の際の遮へいの措置が採られた証人の数	847	912	1062	1074	3,895
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数(平成13年6月以降)	67	122	136	217	542

※数値については概数である。

第3 その他

〈検討事項1 公判手続における被害者情報の取扱い〉

一定の事件について、起訴状朗読の際、被害者を特定することとなる情報を朗読しないこととするなど、被害者に関する情報につき公判手続で特別の取扱いをする制度

○ 問題の所在

- ・ 性犯罪の被害者の氏名等については、現行法の下においても、訴訟関係人の同意を得た上、仮名を用いるなどして法廷では公にしない運用が行われているが、これを制度化する必要はないか。

○ 検討すべき課題

- ・ 被告人の防御権を実質的に害しないことが前提であるが、その限りで被害者の氏名等が公にされないことを明確にすることにより、被害者は安心して刑事手続に協力することができ、刑事司法制度に対する信頼も高まるのではないか。
- ・ 被害者の氏名等を公にしないことについては、裁判の公開原則や口頭主義との関係が問題となるが、これらの原則・主義は、被害者のプライバシー等の保護が特に必要な場合にまですべての情報を法廷で公にすることを求めるものではないのではないか。
- ・ 被害者は、告訴によりプライバシーの利益を一定の範囲で放棄していると考えられることもできようが、処罰を求めつつもお公判段階では個人情報等を公にしないでほしいという要望も認め得る。
- ・ 起訴状朗読で被害者の氏名等の朗読を省略しても、その後の証人尋問等で当該氏名等が公にされると保護した意味が失われるが、証人尋問等で訴訟関係人の協力が得られない場合に、どのように実効性を確保するか。

犯罪被害者等が捜査，公判等の過程において受けた新たな精神的被害
（いわゆる二次被害）の実情についての調査結果【法務省】

提出資料

1表 捜査協力の負担（罪種別）

罪 種	総 数	感 じ た	感じなかった	どちらとも いえない
総 数	1,099	370	419	310
	(100.0)	(33.7)	(38.1)	(28.2)
殺 人 等	108	41	39	28
	(100.0)	(38.0)	(36.1)	(25.9)
業務上過失致死	127	32	51	44
	(100.0)	(25.2)	(40.2)	(34.6)
傷 害 等	102	29	46	27
	(100.0)	(28.4)	(45.1)	(26.5)
業務上過失傷害	117	19	67	31
	(100.0)	(16.2)	(57.3)	(26.5)
窃 盗	133	36	53	44
	(100.0)	(27.1)	(39.8)	(33.1)
詐 欺 等	126	37	56	33
	(100.0)	(29.4)	(44.4)	(26.2)
強 盗	120	59	32	29
	(100.0)	(49.2)	(26.7)	(24.2)
恐 喝	100	36	40	24
	(100.0)	(36.0)	(40.0)	(24.0)
強 姦	81	40	14	27
	(100.0)	(49.4)	(17.3)	(33.3)
強 制 わ い せ つ	85	41	21	23
	(100.0)	(48.2)	(24.7)	(27.1)

注 1 法務総合研究所の調査（平成11年）による。

2 （ ）内は，構成比である。

3 無回答を除く。

4 「殺人等」は殺人及び傷害致死であり，「傷害等」は殺人未遂及び傷害であり，「詐欺等」は詐欺及び横領である。

2表 捜査協力の負担を感じた内容(罪種別)

罪 種	総 数	呼び出しの 回数が多 かった	時間的拘束 が大きかった	呼び出される 際、自分の都合 に対する配慮が 足りなかった	しつこく聞 いてきた	警察と検察 庁で、同じこ とを聞かれた	被害者に落 ち度があるよ うなことを言 われた	被害者側の 言い分を聞こ うとしなかった	他人に知ら れないような 配慮が足りな かった	被害者(遺族)とし ての悲しみや苦 しみをわかってい ないと感じた	その他
総 数	1,099	147 (13.4)	181 (16.5)	71 (6.5)	65 (5.9)	163 (14.8)	71 (6.5)	33 (3.0)	26 (2.4)	103 (9.4)	84 (7.6)
殺 人 等	108	16 (14.8)	16 (14.8)	9 (8.3)	9 (8.3)	12 (11.1)	17 (15.7)	8 (7.4)	5 (4.6)	25 (23.1)	9 (8.3)
業務上過失致死	127	3 (2.4)	11 (8.7)	5 (3.9)	4 (3.1)	8 (6.3)	6 (4.7)	6 (4.7)	2 (1.6)	16 (12.6)	11 (8.7)
傷 害 等	102	9 (8.8)	7 (6.9)	10 (9.8)	5 (4.9)	12 (11.8)	9 (8.8)	3 (2.9)	4 (3.9)	11 (10.8)	11 (10.8)
業務上過失傷害	117	5 (4.3)	3 (2.6)	7 (6.0)	4 (3.4)	6 (5.1)	3 (2.6)	2 (1.7)	1 (0.9)	7 (6.0)	3 (2.6)
窃 盗	133	10 (7.5)	25 (18.8)	3 (2.3)	3 (2.3)	8 (6.0)	4 (3.0)	1 (0.8)	-	6 (4.5)	7 (5.3)
詐 欺 等	126	17 (13.5)	15 (11.9)	6 (4.8)	3 (2.4)	12 (9.5)	5 (4.0)	2 (1.6)	-	4 (3.2)	10 (7.9)
強 盗	120	21 (17.5)	39 (32.5)	14 (11.7)	13 (10.8)	38 (31.7)	5 (4.2)	4 (3.3)	3 (2.5)	8 (6.7)	8 (6.7)
恐 喝	100	23 (23.0)	21 (21.0)	7 (7.0)	5 (5.0)	19 (19.0)	7 (7.0)	2 (2.0)	2 (2.0)	6 (6.0)	4 (4.0)
強 姦	81	22 (27.2)	17 (21.0)	4 (4.9)	8 (9.9)	22 (27.2)	7 (8.6)	3 (3.7)	5 (6.2)	16 (19.8)	15 (18.5)
強 制 わ い せ つ	85	21 (24.7)	27 (31.8)	6 (7.1)	11 (12.9)	26 (30.6)	8 (9.4)	2 (2.4)	4 (4.7)	4 (4.7)	6 (7.1)

注 1 法務総合研究所の調査(平成11年)による。

2 ()内は、総数に対する比率である。

3 重複選択による。

4 無回答を除く。

5 「殺人等」は殺人及び傷害致死であり、「傷害等」は殺人未遂及び傷害であり、「詐欺等」は詐欺及び横領である。

3表 証人出廷の負担 (罪種別)

罪 種	総 数	感じた	感じなかった	どちらとも いえない
総 数	168	77	63	28
	(100.0)	(45.8)	(37.5)	(16.7)
殺 人 等	39	12	18	9
	(100.0)	(30.8)	(46.2)	(23.1)
業務上過失致死	30	12	15	3
	(100.0)	(40.0)	(50.0)	(10.0)
傷 害 等	17	10	5	2
	(100.0)	(58.8)	(29.4)	(11.8)
業務上過失傷害	11	4	4	3
	(100.0)	(36.4)	(36.4)	(27.3)
窃 盗	9	3	3	3
	(100.0)	(33.3)	(33.3)	(33.3)
詐 欺 等	8	1	5	2
	(100.0)	(12.5)	(62.5)	(25.0)
強 盗	18	13	3	2
	(100.0)	(72.2)	(16.7)	(11.1)
恐 喝	19	8	9	2
	(100.0)	(42.1)	(47.4)	(10.5)
強 姦	11	9	1	1
	(100.0)	(81.8)	(9.1)	(9.1)
強 制 わ い せ つ	6	5	-	1
	(100.0)	(83.3)		(16.7)

注 1 法務総合研究所の調査（平成11年）による。

2 ()内は、証人として出廷したと回答した者に対する構成比である。

3 無回答を除く。

4 「殺人等」は殺人及び傷害致死であり、「傷害等」は殺人未遂及び傷害であり、「詐欺等」は詐欺及び横領である。

4表 証人出廷の負担を感じた内容

罪 種	総 数	呼び出し の回数が 多かった	時間的拘 束が大き かった	呼び出される 際、自分の都合 に対する配慮 が足りなかった	しつこく聞 いてきた	警察や検察 庁で聞かれた ことと同じこと を聞かれた	被害者に落 ち度がある ようなことを 言われた	被害者側 の言い分を 聞こうとし なかった	他人に知ら れないような 配慮が足り なかった	被告人がい るところでは 証言しづら かった	傍聴人がい るところでは 証言しづら かった	被害者（遺族）と しての悲しみや 苦しみをわかっ ていないと感じた	その他
総 数	166	5 (3.0)	12 (7.2)	5 (3.0)	4 (2.4)	25 (15.1)	12 (7.2)	5 (3.0)	7 (4.2)	37 (22.3)	20 (12.0)	26 (15.7)	19 (11.4)
殺 人 等	38	—	—	—	—	1 (2.6)	4 (10.5)	1 (2.6)	2 (5.3)	6 (15.8)	8 (21.1)	7 (18.4)	3 (7.9)
業務上過失致死	29	1 (3.4)	1 (3.4)	—	1 (3.4)	2 (6.9)	1 (3.4)	1 (3.4)	1 (3.4)	—	—	7 (24.1)	3 (10.3)
傷 害 等	17	—	—	—	—	3 (17.6)	1 (5.9)	1 (5.9)	—	6 (35.3)	3 (17.6)	3 (17.6)	2 (11.8)
業務上過失傷害	11	—	1 (9.1)	—	—	1 (9.1)	1 (9.1)	—	—	—	—	2 (18.2)	2 (18.2)
窃 盗	9	—	2 (22.2)	1 (11.1)	—	2 (22.2)	—	—	—	1 (11.1)	—	—	—
詐 欺 等	8	—	—	—	—	1 (12.5)	1 (12.5)	—	—	—	—	—	—
強 盗	18	3 (16.7)	6 (33.3)	3 (16.7)	2 (11.1)	9 (50.0)	3 (16.7)	2 (11.1)	2 (11.1)	6 (33.3)	4 (22.2)	3 (16.7)	3 (16.7)
恐 喝	19	—	2 (10.5)	—	1 (5.3)	1 (5.3)	—	—	1 (5.3)	8 (42.1)	2 (10.5)	1 (5.3)	1 (5.3)
強 姦	11	1 (9.1)	—	1 (9.1)	—	3 (27.3)	1 (9.1)	—	1 (9.1)	6 (54.5)	3 (27.3)	2 (18.2)	4 (36.4)
強 制 わ い せ つ	6	—	—	—	—	2 (33.3)	—	—	—	4 (66.7)	—	1 (16.7)	1 (16.7)

- 注 1 法務総合研究所の調査（平成11年）による。
2 （ ）内は、証人として出廷したと回答した者に対する比率である。
3 無回答を除く。
4 重複選択による。
5 「殺人等」は殺人及び傷害致死であり、「傷害等」は殺人未遂及び傷害であり、「詐欺等」は詐欺及び横領である。